

# 美咲町再犯防止推進計画

令和 6 (2024) 年 3 月

美咲町

## 目 次

### 第1章 計画の策定にあたって・・・3

- 1 計画策定の目的・・・3
- 2 計画の位置づけ・・・3
- 3 計画期間・・・3

### 第2章 犯罪情勢等・・・4

- 1 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率・・・4
- 2 全国の新受刑者中の再入所者数及び再入者率・・・5
- 3 岡山県内及び美咲町の刑法犯認知状況・・・6
- 4 岡山県の少年非行の状況・・・8

### 第3章 計画の基本方針・・・10

- 1 基本方針・・・10
- 2 重点項目・・・10

### 第4章 取組事項・・・11

- 1 就労・住居の確保のための取組・・・11
- 2 保健医療・福祉サービスの利用促進等のための取組・・・12
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組・・・12
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組・・・13
- 5 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進のための取組・・・13

### 第5章 計画の推進体制・・・15

- 1 関係機関・関係者との連携・協力・・・15
- 2 庁内の実施体制・・・15
- 3 取組状況の確認と諸情勢の変化への対応・・・15

#### 資料

##### 資料1 就労の確保

##### 資料2 地域における福祉的支援団体等

##### 資料3 児童生徒相談機関

##### 資料4 美咲町役場関連課

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の目的

再犯防止推進白書によると美咲町が誕生した平成17年、全国の刑法犯検挙者は約39万人でしたが、令和4年は半数以下の約17万人に減少しています。しかし、刑法犯検挙者のうち「再犯者」が占める割合は、平成17年が37%だったのに対して、令和4年は48%と増加しています。こうした再犯者を減らすことが、犯罪のない安全な社会を築くためには重要です。

このような状況の中、国においては平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「法」という。）が施行され、地方自治体に対して国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた再犯防止に関する施策の策定及び実施の責務を有すること等が明示されました。これを受け岡山県においても「岡山県再犯防止推進計画」が策定されました。

本町においても、「美咲町再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした者等の立ち直りを支援し、誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の構築を目指すことを目的とします。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定するものです。

## 3 計画期間

本計画は、令和6（2024）年4月から令和11（2029）年3月までの5年間を計画期間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や、国・県の見直し等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 犯罪情勢等

全国の刑法犯検挙者数は減少し、再犯者数も減少傾向にありますが、再犯者率は、上昇傾向にあります。

### 1 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

図1 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数

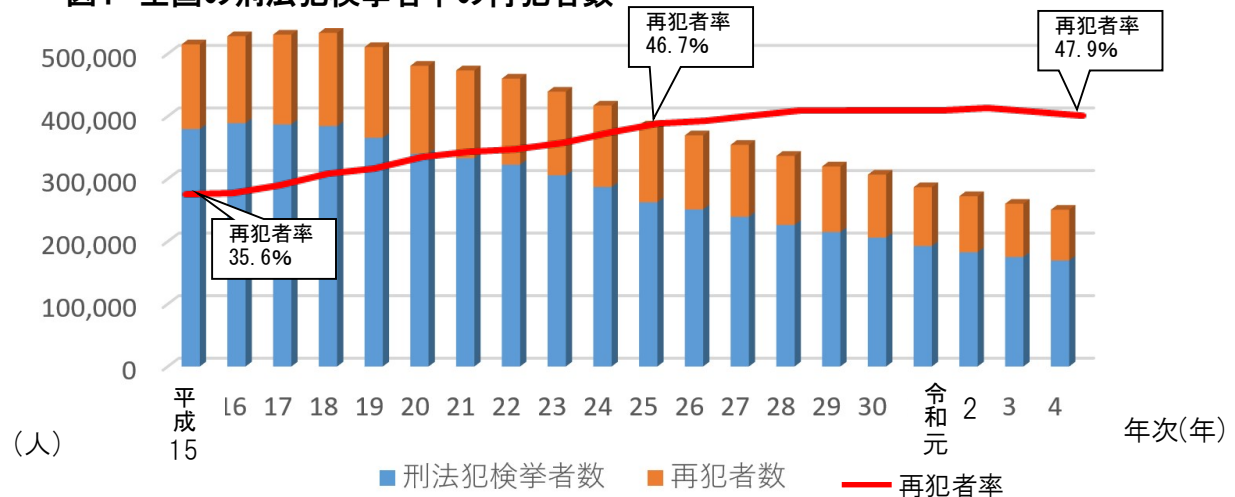


表1 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

年次	刑法犯検挙者数 (人)		
	刑法犯再犯者数(人)	刑法犯再犯者率	
平成15年	379,602	135,295	35.6
16	389,027	138,997	35.7
17	386,955	143,545	37.1
18	384,250	149,164	38.8
19	365,577	145,052	39.7
20	339,752	140,939	41.5
21	332,888	140,431	42.2
22	322,620	137,614	42.7
23	305,631	133,724	43.8
24	287,021	130,077	45.3
25	262,486	122,638	46.7
26	251,115	118,381	47.1
27	239,355	114,944	48.0
28	226,376	110,306	48.7
29	215,003	104,774	48.7
30	206,094	100,601	48.8
令和元年	192,607	93,967	48.8
2	182,582	89,667	49.1
3	175,041	85,032	48.6
4	169,409	81,183	47.9

令和5年版再犯防止推進白書より  
注 1 警察庁・犯罪統計による。  
2 「刑法犯再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。  
3 「刑法犯再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める刑法犯再犯者数の割合をいう。

## 2 全国の新受刑者中の再入所者数及び再入者率

図2 全国の新受刑者中の再入所者数及び再入者率

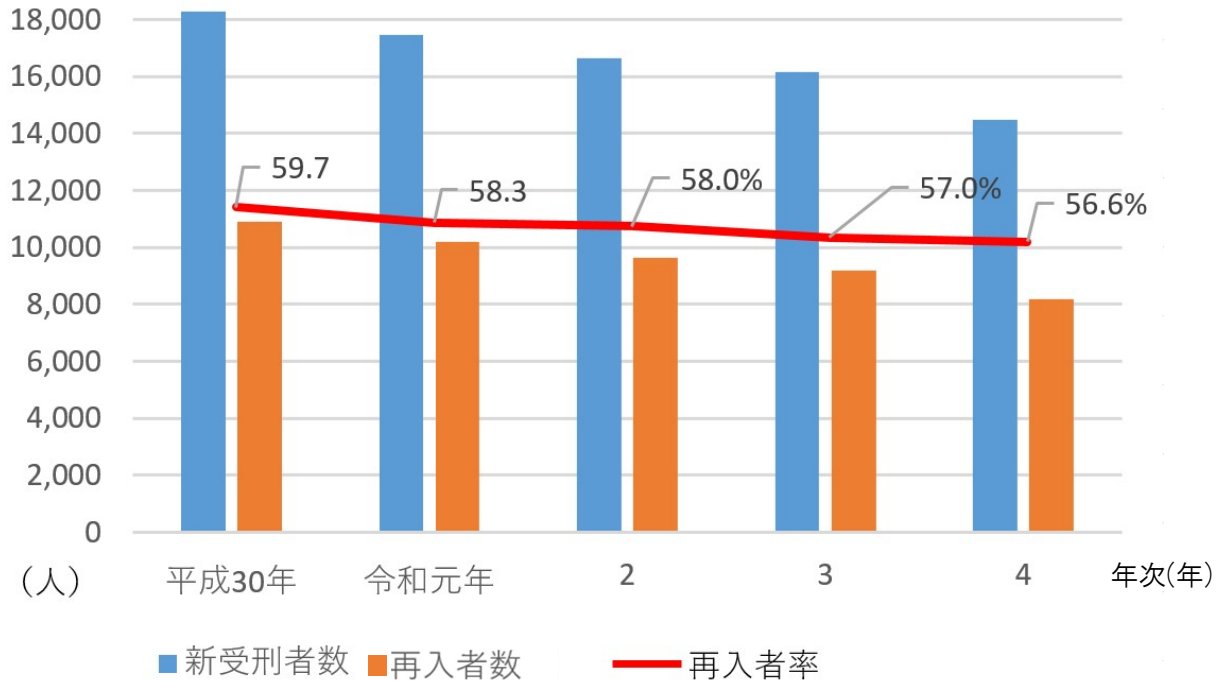


表2 全国の新受刑者中の再入所者数及び再入者率

年次	新受刑者数 (人)		
	再入者数(人)	再入者率(%)	
平成 30 年	18,272	10,902	59.7
令和元年	17,464	10,187	58.3
2	16,620	9,640	58.0
3	16,152	9,203	57.0
4	14,460	8,180	56.6

(数値は、令和5年版再犯防止推進白書より)

※「新受刑者」は、裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所するなどした受刑者をいう。

※「再入者」は、受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。

※「再入者率」は、新受刑者数に占める再入者数の割合をいう。

### 3 岡山県内及び美咲町の刑法犯認知状況

岡山県における刑法犯の認知件数は年々減少していましたが、令和4年は前年より472人増加しました。美咲町における刑法犯の認知件数は年々減少しています。

図3-1 岡山県刑法犯認知件数の推移

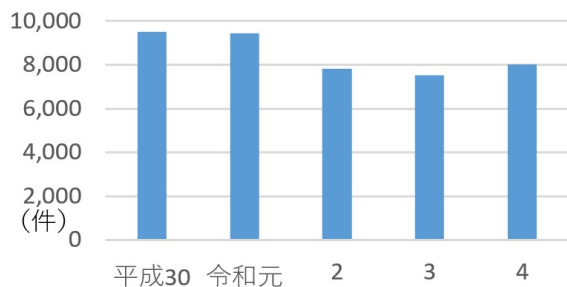


図3-2 美咲町刑法犯認知件数の推移

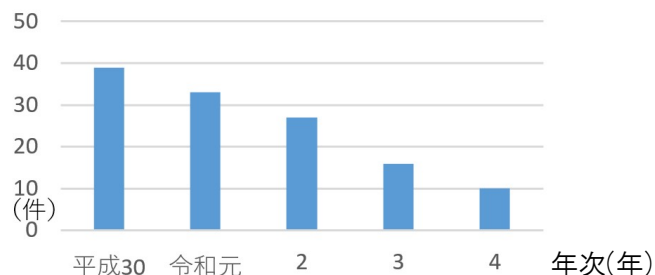


図3-3 令和4年岡山県内刑法犯認知件数内訳

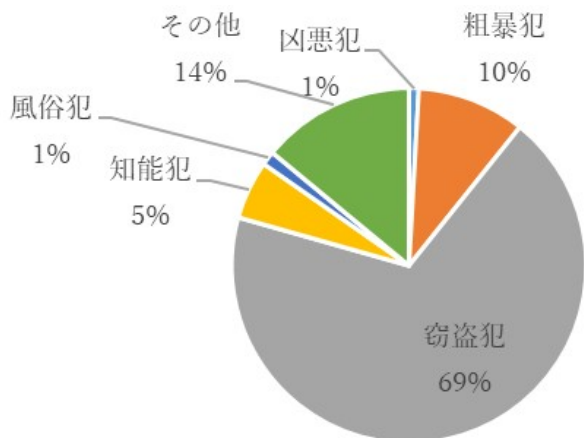


図3-4 令和4年美咲町内刑法犯認知件数内訳

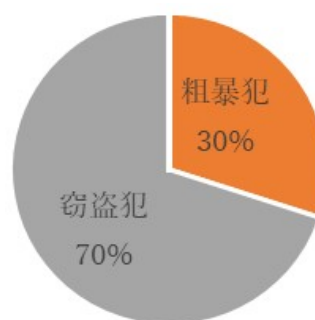


表3 岡山県内及び美咲町の刑法犯認知件数内訳

年次	総認知件数													
	岡山県	美咲町	凶悪犯		粗暴犯		窃盗犯		知能犯		風俗犯		その他	
			県	町	県	町	県	町	県	町	県	町	県	町
平成30年	9,509	39	58	1	878	12	6,707	18	396	4	68	0	1,402	4
令和元年	9,436	33	71	0	874	6	6,620	24	339	0	78	0	1,454	3
2	7,832	27	54	0	782	7	5,323	15	362	0	73	0	1,238	5
3	7,535	16	53	0	783	4	4,998	6	492	0	98	1	1,111	5
4	8,007	10	71	0	790	3	5,495	7	427	0	102	0	1,122	0

岡山県警察ホームページ統計データ「市区町村別 刑法犯 認知・検挙状況」より

## 用語

凶悪犯・・・殺人、強盗、放火、強制性交等(刑法の一部が改正(平成29年7月13日施行)され、強姦の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強姦」を「強制性交等」に変更した。)

粗暴犯・・・凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝

窃盗犯・・・窃盗

知能犯・・・詐欺、横領、偽造、汚職、あっせん利得等処罰法、背任

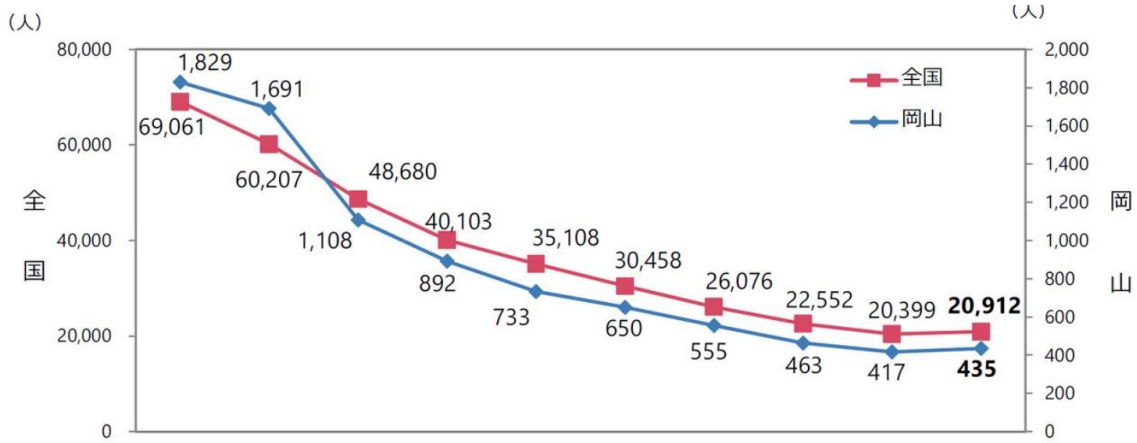
風俗犯・・・賭博、不同意わいせつ、公然わいせつ、面会要求等、性的姿態撮影等処罰法

その他の刑法犯・・・上記以外の刑法犯等の罪

#### 4 岡山県の少年非行の状況

岡山県警察が発行した「岡山の少年非行令和4年中」の少年非行の状況はつぎのとおりです。

図4 刑法犯少年の年別推移

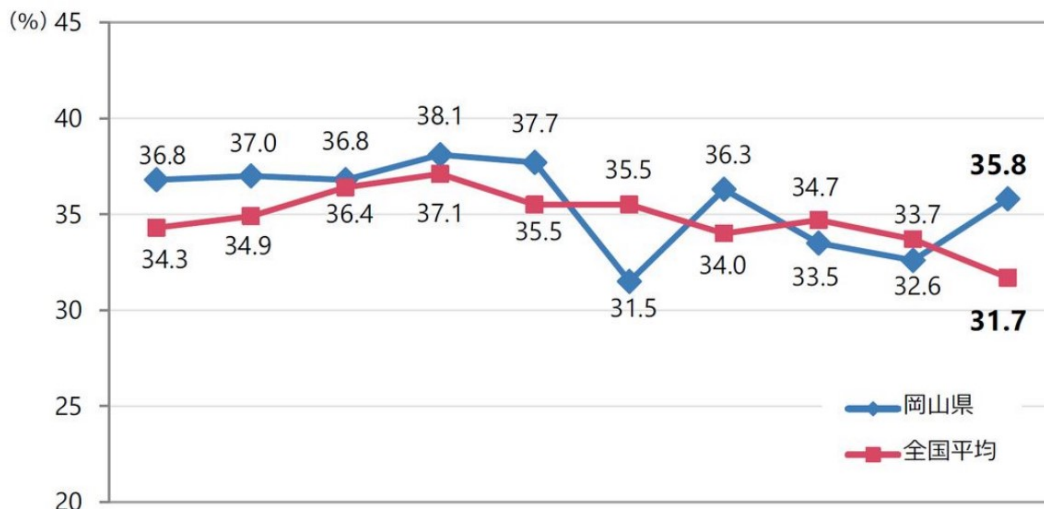


	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
岡山	1,829	1,691	1,108	892	733	650	555	463	417	435
全国	69,061	60,207	48,680	40,103	35,108	30,458	26,076	22,552	20,399	20,912

◆ 県内の刑法犯少年は、令和4年中は435人で、前年と比べると18人増加(+4.3%)しています。

◆ 全国の刑法犯少年は、令和4年中は20,912人で、前年と比べると513人増加(+2.5%)しています。

図5 再犯者率(犯罪少年:14歳から19歳)の推移



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
岡山	36.8	37.0	36.8	38.1	37.7	31.5	36.3	33.5	32.6	35.8
全国平均	34.3	34.9	36.4	37.1	35.5	35.5	34.0	34.7	33.7	31.7

◆ 県内の再犯者率(14歳~19歳)は、前年と比べて3.2ポイント増加しました。



図6 刑法犯少年・不良行為少年の居住地別検挙・補導状況

令和4年			刑法犯少年			不良行為少年		
市町村	少年人口	刑法犯少年の割合(%)	令和4年	令和3年	増減	令和4年	令和3年	増減
岡山市	125,585	0.16	200	181	19	601	737	▲136
倉敷市	87,995	0.12	104	113	▲9	492	368	124
津山市	17,319	0.17	30	23	7	55	110	▲55
玉野市	7,738	0.10	8	5	3	68	239	▲171
笠岡市	6,375	0.08	5	10	▲5	27	27	0
井原市	5,559	0.05	3	4	▲1	10	35	▲25
総社市	13,171	0.08	11	10	1	42	31	11
高梁市	3,657	0.03	1	3	▲2	4	2	2
新見市	3,820	0.10	4	10	▲6	11	14	▲3
備前市	4,191	0.17	7	3	4	17	18	▲1
瀬戸内市	5,741	0.16	9	10	▲1	23	16	7
赤磐市	7,742	0.09	7	15	▲8	45	43	2
真庭市	6,689	0.06	4	0	4	18	45	▲27
美作市	3,661	0.19	7	5	2	17	31	▲14
浅口市	5,061	0.10	5	1	4	25	20	5
和気町	1,812	0.00	0	1	▲1	2	9	▲7
早島町	2,718	0.07	2	1	1	4	8	▲4
里庄町	2,026	0.05	1	0	1	12	4	8
矢掛町	1,990	0.05	1	1	0	7	6	1
新庄村	120	0.00	0	0	0	0	0	0
鏡野町	2,077	0.10	2	2	0	2	1	1
勝央町	2,094	0.00	0	1	▲1	12	8	4
奈義町	1,023	0.00	0	1	▲1	2	6	▲4
西粟倉村	233	0.43	1	0	1	0	0	0
久米南町	568	0.53	3	0	3	0	0	0
美咲町	2,023	0.00	0	1	▲1	1	4	▲3
吉備中央町	1,460	0.07	1	1	0	1	0	1
県外等	—	—	19	15	4	54	34	20
総数	322,448	—	435	417	18	1,552	1,816	▲264

※ 少年人口（0歳～19歳）は、総務省「令和4年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）（統計）」による。

図4・5・6は、「岡山県の少年非行令和4年中」岡山県警察発行より

用語

刑法犯少年・・・刑法犯により検挙された犯罪少年及び補導された触法少年をいう。

犯罪少年・・・罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいう。

触法少年・・・刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年をいう。

不良行為少年・・・喫煙、深夜はいかい、怠学等の不良行為をして補導された少年をいう。

## 第3章 計画の基本方針

### 1 基本方針

国の再犯防止推進計画では、法にのっとり、国が目指すべき方向・視点として、次の5つの基本方針を設定しています。

美咲町が国・県と連携して施策を推進するためには、目指すべき方向・視点をあわせる必要があります、次の5つを基本方針とします。

[5つの基本方針]

- 1 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、国・県・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- 3 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- 5 町民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く町民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

### 2 重点項目

犯罪をした者等の立ち直りを支援し、誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現に向け、行政サービス、福祉サービスを提供するため、次に掲げる5つを重点項目に設定します。

## 重点項目

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 5 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進

## 第4章 取組事項

### 1 就労・住居の確保のための取組

犯罪をした者等が再び繰り返すことなく、安定した生活を送るためには、就労・住居の確保が必要です。関係機関と連携・協力し、就労・住居の確保の支援に取り組みます。

#### (1) 就労の確保

刑務所再入所者の内、約7割が再犯時に無職であり、仕事に就いていない者の再犯率が仕事についている者の再犯率と比べて約3倍多い。このように不安定な就労状況が再犯リスクとなっているため、関係機関と連携・協力し、就労先を確保するための支援に取り組みます。

#### ①生活困窮者等への支援等

矯正施設出所者、更生保護施設等退所者の生活の安定を図るため、福祉事務所や社会福祉協議会等と連携して、就職先の紹介等就労定着に向けた支援を行います

#### ②障がい者等への就労支援等

一般就労が困難な就労を希望する障がい者に、福祉事務所、障害者就業・生活支援センター等と連携して、就労定着に向けた支援を行います。（参照、「**資料1 就労の確保**」）

#### ③ハローワークとの情報共有等

刑務所出所者等総合的就労支援対策事業を実施しているハローワークと情報を共有し、連携して就労支援に取り組みます。（参照、「**資料1 就労の確保**」）

#### ④協力雇用主の情報共有等

犯罪や非行歴のために定職に就くことが難しい保護観察対象者や、矯正施設出所者等を雇用し、改善更生に協力する協力雇用主についての周知を図るとともに関連機関

等と連携して情報共有に取り組みます。

## (2) 住居の確保

刑務所満期出所者のうち約5割が適当な帰住先が確保されないまま出所しており、これらの人は再犯に至るまでの期間が帰住先の確保されている出所者と比べて短く、帰住先の未確保が再犯リスクとなっている。このため、保護観察所や保護司等と連携し住居を確保するための支援に取り組みます。

### ①町営・町有住宅の受け入れ

町広報紙やホームページなどを活用し、町営・町有住宅の募集などの情報提供を行い、帰住先の確保につながるような支援を行います。

## 2 保健医療・福祉サービスの利用促進等のための取組

犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく、地域社会で安定した生活が送れるよう、保健医療や福祉サービスが必要な場合は、適正・適切なサービスの提供に取り組みます。

### (1) 保健医療・福祉サービスの利用支援

自立した生活が困難な出所者等の社会復帰のため、刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、町、地域の保健医療・社会福祉関係機関等と連携を図り支援に取り組みます。

#### ①地域における福祉的支援

保健医療・福祉サービスを円滑に行うため、保護司、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会等関係団体と連携し、日常生活における福祉的支援に取り組みます。（参照、「資料2 地域における福祉的支援団体等」）

#### ②地域福祉計画等他計画との連動

高齢者や障がい者の福祉的支援は、地域福祉計画や介護保険事業計画等他の計画とも連動させるとともに、確実に適切な支援の提供及び支援につなげることができるよう、連携を図ります。

## 3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

少年院在院者や受刑者の多くは、中学校卒業後に高等学校に進学していない、また

は進学した後に非行等に至る、その非行等を原因として高等学校を中退しています。そのため、学校・地域と連携し非行の未然防止対策を進め、止む無く中退した者へは継続した学びや進学、新たな進路に向けての支援に取り組みます。

#### ①小・中・義務教育学校での取組

学校教育において、総合学習時間等で法を遵守することの大切さを教え、犯罪を起こさない規範意識の醸成や道徳的行為をする内面の力を育てる教育に取り組みます。

また警察署や少年サポートセンター等の協力を得ながら、薬物の危険性や取り扱いについての教育を進めます。

児童生徒の非行や犯罪の未然防止に係る情報の共有を図るため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置するとともに、保護者への支援を行う家庭教育支援チームも含めて、学校内外の団体等との連携に取り組みます。

児童生徒が相談しやすい環境を作るために、学校だけでなく必要に応じて児童相談所や少年サポートセンター等の相談窓口を紹介します。（参照、「**資料3 児童生徒相談機関**」）

## 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

再犯防止のための支援を効果的に行うためには、犯罪をした者の経歴や心身の状況、家庭環境、経済状況などを把握し、保護観察所や保護司等がこれらの特性に応じて行う指導等に関する情報を提供するなど、役割を分担しながら取り組みます。

犯罪をした者を分析すると、発達上の問題を有する者がいたり、指導内容の理解に時間を要したり、特別な措置を必要とする人が存在します。

そのような人には、児童相談所や学校、その他子どもの支援に関わる関係機関等との連携を強化し、ケース検討会議を適時適切に実施するなど、きめ細やかな支援に取り組みます。

## 5 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進のための取組

再犯の防止と犯罪をした者等の改善更生について、町民の理解を深めながら協力して犯罪や非行のない明るい地域社会を築くための広報・啓発活動を実施します。

### (1) 広報・啓発活動

“社会を明るくする運動”や、久米地区保護司会や更生保護女性会等による再犯防止等に関する活動を支援し、町民の認知度を高め、理解と関心を深めるための取り組みを進めます。

### ①犯罪や非行の防止と更生に関する啓発活動

“社会を明るくする運動”は、犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の更生についての理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを目的とする全国的な運動です。

毎年7月は、“社会を明るくする運動”の強調月間及び再犯防止啓発月間となっており、本町においては、これに合わせて、関係団体と連携した「更生保護大会」の開催、町内各学校の登校時間に合わせた「あいさつ運動」等の啓発活動を行っています。

今後も、再犯防止等についての関心と理解を深めるために、“社会を明るくする運動”や**青少年健全育成月間**と連動した啓発活動を実施します。

### ②広報紙・告知放送等による広報活動

町広報紙、告知放送等において、“社会を明るくする運動”強調月間や再犯防止啓発月間、青少年健全育成月間などの更生保護に関する情報発信をしています。

今後も発信の継続、内容の充実等を図りながら広報活動を実施します。

※久米地区保護司会と久米地区更生保護女性会では、登校時間に合わせたあいさつ運動や見守り、毎月第2金曜日、社会浄化の日はJR亀甲駅でおかえり運動等の活動も行っていきます。

## (2) 関係団体の活動促進

再犯防止の推進は、地域において犯罪をした者の指導・支援を行う保護司や社会復帰を支援する更生保護女性会等により支えられています。

近年、保護司、更生保護女性会の高齢化、担い手不足、地域社会における人間関係の希薄化などボランティア活動の阻害要因が増加しています。これを解消するために次のことに取り組みます。

### ①民間協力者の活動促進

保護司、更生保護女性会等の更生保護ボランティア活動を周知し、“社会を明るくする運動”、再犯防止に関する広報・啓発活動と併せて更生保護活動の支援に取り組みます。

### ②保護司の人材確保

保護観察所、各種団体と連携して、保護司の社会的な認識や評価の向上を図るためパンフレットを配布するなどの広報活動に取り組みます。

### ③協力雇用主の確保

再犯防止のため就労の機会を与える協力雇用主の発掘のため国や県が行う広報・啓

発を支援します。

協力雇用主の受注機会の増大について、協力雇用主に関する優遇措置の導入については、入札参加資格審査等の本来の目的である公共調達の実行、成果物の品質確保、健全な業者・業界の維持・育成等を阻害しないよう留意する必要があることから、国や県等の動向を注視しながら、検討することとします。

## 用語

協力雇用主・・・犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察又は更生緊急保護の対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主

## 第5章 計画の推進体制

### 1 関係機関・関係者との連携・協力

本計画の推進にあたっては、各支援機関が連携・協力しながら、再犯の防止等に関する施策を推進していきます。

### 2 庁内の実施体制

町と支援機関等が相互に連携して施策に取り組み、支援が必要なケースが実際に発生した際には、そのケースに応じて関係する支援機関等を集めたケース会議を実施します。（参照、「資料4 美咲町役場関連課」）

### 3 取組状況の確認と諸情勢の変化への対応

今後、様々な社会情勢の変化や国の政策の展開等も見込まれることから、適切な情報収集を図り、社会の変化に対応できるよう、関連施策等について適時適切に見直していきます。

## 資料1 就労の確保

団体等名	主な業務内容
ハローワーク津山	津山公共職業安定所 〒708-0022津山市山下9-6 ☎0868-22-8341
津山障害者就業・生活支援センター	相談に来られた方の障害特性を踏まえ、希望、経験、スキル等によりその方に適した就労支援を、ハローワーク、岡山障害者職業センター、福祉事務所、職業能力開発施設等と連携しながら、就職及びその後の職場定着をフォローしていきます。 〒708-0841津山市川崎1554 ☎0868-21-8830

## 資料2 地域における福祉的支援団体等

団体等名	主な業務内容
岡山保護観察所	保護観察所は、保護観察官が保護司や各団体と連携しながら、保護観察や犯罪予防など更生保護のためのさまざまな活動を行います。 〒700-0807岡山市北区南方1丁目8-1 ☎086-224-5661
久米地区保護司会	久米地区保護司会は、月・水・木・金曜日(祭日を除く)、午前10時から午後4時にサポートセンターを開設しています。 〒709-3717美咲町原田1735役場第二分庁舎一階 ☎0868-66-0225 ※保護司は、法務大臣からの委嘱を受けた、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないよう、その立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。
久米地区更生保護女性会	保護司などと協力して更生保護活動を行うボランティア。町内各地区で活動しています。
美咲町社会福祉協議会	「誰もが安心して豊かに暮らせるまちづくり」をめざし、住民の皆さんと共に地域福祉を推進する民間の福祉団体であり、社会福祉法 第109条「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明記され、『地域福祉』を推進する唯一の団体です。 〒709-3717美咲町原田3108-10 ☎0868-66-2940
民生委員・児童委員	民生委員は、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。児童委員は、地域の子もたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安



	や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。美咲町心配ごと相談所などで相談を受けています。
人権擁護委員	人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害から被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったりしています。美咲町心配ごと相談所などで相談を受けています。
美咲町身体障害者相談員	身体障害者の福祉の増進を図るべく、身体障害者の相談に応じ、その人の更生のために必要な援助を行う民間の協力者です。美咲町心配ごと相談所などで相談を受けています。
美咲町知的障害者相談員	知的障害者の更生援護に関し、本人又はその保護者等からの相談に応じ必要な指導、助言を行います。

### 資料3 児童生徒相談機関

団体等名	主な業務内容
美咲町青少年相談員	青少年やその保護者が、悩みや不安を各地域において気軽に相談できる窓口として、昭和57年度から岡山県青少年相談員制度を設けています。
岡山県青少年総合相談センター(ハートフルおかやま110)	青少年に関するさまざまな相談を受け付けています。 必要に応じて、適切な相談窓口や他の相談機関の紹介も行います。 また、公認心理師・臨床心理士や高校中途退学者などを支援する青少年ケアコーディネーターへも相談できます。(要予約) 〒700-0807岡山市北区南方2-13-1きらめきプラザ4階 ☎086-224-7110
少年サポートセンター(ヤングテレホン・いじめ110)	少年サポートセンターでは、少年問題を専門とする少年育成官が中心となり、少年による問題行動、少年にかかる犯罪やいじめ等の被害に的確に対応し、少年の非行防止と健全育成を図る活動を専門的に行っています。 ヤングテレホン・いじめ110番 〒700-0807岡山市北区南方2-13-1きらめきプラザ4階 ☎086-231-3741※24時間対応します。平日午後5時15分から翌朝8時30分までの間及び土日祝日は、宿直の警察官が対応します。 津山少年サポートセンター 〒708-0065 岡山県津山市新魚町17 アルネ津山4階 ☎0868-23-6110※8時30分から17時00分までの対応となります。(土日祝日を除く)

<p>子ども・家庭電話相談室 (中央児童相談所)</p>	<p>育児やしつけの仕方、不登校・非行の悩み、発達の遅れがないか心配など…。児童相談所への相談まではちょっと、と思われる方、まずはお電話で相談したいという方が、気軽に相談できます。 匿名で大丈夫、相談員が丁寧にお聞きします。 〒700-0807岡山市北区南方2-13-1きらめきプラザ ☎086-235-4157(専用電話)受付時間 月曜日～土曜日、9時～20時(祝日、年末年始を除く)</p>
<p>津山児童相談所</p>	<p>児童相談所は、18歳未満のお子さんのあらゆることについて相談に応じています。相談には、児童福祉司や心理判定員があたり、皆さんとともに問題の解決を図っていきます。 必要に応じて、一時的に相談所にお預かりして生活指導を行います。また、施設への入所及び里親委託なども行います。 〒708-0004津山市山北288-1 ☎0868-23-5131 相談日(児童相談・知的障害者更生相談)、毎日(土・日曜・祝祭日を除く)平日8時30分～17時</p>

**資料4 美咲町役場関連課** 美咲町役場〒709-3717美咲町原田1735

担当課	主な業務内容
住民生活課	人権・公営住宅(人権擁護委員・保護司・更生保護女性会担当) ☎0868-66-1114
長寿しあわせ課	国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・子ども医療・ひとり親家庭等医療☎0868-66-1115
健康推進課	精神保健・母子保健・児童虐待防止・要保護児童対策・発達支援等 ☎0868-66-1195
こども笑顔課	家庭児童相談室・母子父子寡婦福祉・発達支援等☎0868-66-1618
福祉事務所	生活保護・生活困窮者自立支援・ひきこもり支援・就労支援・生活相談・障害者サービス等(民生委員児童委員・美咲町身体障害者相談員担当・美咲町知的障害者相談員)☎0868-66-1129
地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とするセンター ☎0868-66-1119
教育総務課	小学校・中学校・義務教育学校・保育園☎0868-66-2873
生涯学習課	青少年健全育成・人権教育☎0868-66-3086